



保総発第 0214001 号  
平成 20 年 2 月 14 日

各 都道府県 老人保健主管部（局）長 殿  
指定都市

厚生労働省保険局総務課長



### 被用者保険の被扶養者であった者に係る情報の提供について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 99 条第 2 項に規定する被扶養者であった被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）については、後期高齢者医療制度において新たに保険料負担が生じることに鑑み、後期高齢者医療の被保険者となった日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、保険料の減額賦課が行われることとなっている。なお、平成 20 年度においては、制度の円滑な施行のため保険料負担を凍結する激変緩和措置を講じる方針である。

これらの軽減措置を実施するに当たっては、保険料を賦課する各都道府県の後期高齢者医療広域連合において、当該被扶養者であった被保険者に該当する旨の確認を行う必要があるが、その際、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 116 条の規定により、保険者が被扶養者であった被保険者に係る情報を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）を経由して後期高齢者医療広域連合に対して通知することとされている。この通知に関する具体的な取扱いについては、下記によることとしたので、貴管下後期高齢者医療広域連合及び市町村（特別区を含む。）に周知徹底を図り、その事務が円滑に進められるよう配意されたい。

### 記

#### 第 1 通知内容及び通知方式

保険者が支払基金を経由して後期高齢者医療広域連合へ通知する被扶養者であった被保険者に係る情報（以下「通知情報」という。）の内容は次のとおりであること。

なお、通知内容の詳細及び通知方式については、別添「高齢者の医療の

確保に関する法律第138条に基づく被扶養者情報提供に係る方式及び規格」を参照されたいこと。

- 1 氏名、性別及び生年月日
- 2 被扶養者でなくなった日
- 3 その他別添中第1章1(2)イ(エ) b被扶養者情報レコードに掲げる必須事項

## 第2 通知スケジュール

- 1 保険者から支払基金への通知情報の引渡し期日は、次の(1)又は(2)に掲げる被扶養者であった被保険者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める日とすること。

(1) 平成20年4月1日に後期高齢者医療の被保険者となる被扶養者であった被保険者 平成20年4月15日

(2) 平成20年4月2日以後に後期高齢者医療の被保険者となる被扶養者であった被保険者 後期高齢者医療の被保険者資格を取得した日の属する月の翌月10日

- 2 支払基金から後期高齢者医療広域連合への通知情報の引渡し期日は、次の(1)又は(2)に掲げる被扶養者であった被保険者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める日とすること。

(1) 平成20年4月1日に後期高齢者医療の被保険者となる被扶養者であった被保険者 平成20年4月30日

(2) 平成20年4月2日以後に後期高齢者医療の被保険者となる被扶養者であった被保険者 後期高齢者医療の被保険者資格を取得した日の属する月の翌月20日

(別添)

高齢者医療の確保に関する法律第138条に  
基づく被扶養者情報提供に係る方式及び規格

( 支払基金 ⇒ 広域連合 )

## コンパクトディスク（CD-R）に関する事項

### 1 記録形式に関する事項

コンパクトディスクの記録形式を固定長SAM（Sequential Access Method）形式とする。

### 2 媒体関連仕様

#### (1) 媒体及び物理フォーマット

標準仕様書（以下「TS」という。）X0025-2005の規格に適合する120mmコンパクトディスクを使用する。

注 TSとは、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「JIS」という。）として制定するには熟度の低いものについて、迅速かつ適切に開示することにより、オープンな議論を推進し、コンセンサスの形成を促し、JIS化の促進を図るためのものです。

#### (2) 論理フォーマット

論理フォーマットは後記(3)の(ウ)以外はISO9660形式に準拠する。  
書き込みはディスクアットワンス（シングルセッション方式）方式とする。

#### (3) ファイル構成

光ディスクのファイル構成は以下に規定するものを除きTS X0025-2005に準拠する。

ア ルートディレクトリのディレクトリ項目は以下のとおりとする。

(ア) ボリュームラベル項目の有無は任意とする。

(イ) サブディレクトリ指示項目はあってはならない。

(ウ) ディレクトリ項目のうち使用するファイル項目を以下に示す。  
その他の項目は、上記(2)の論理フォーマットの形式に準拠する。

名 前	内 容
ファイル名	"JKA21M0010101_KA21F000"
ファイル拡張名	"SAM_[周期][日付][連番]" ※括弧内は、可変項目とする

注 文字列は、記述する文字を引用符でくくって表現する。

イ その他のディレクトリ項目はすべて空きディレクトリ項目でなければならない。

### 3 情報表記仕様

#### (1) ファイルの構成

ファイルの構成は、次のとおりとする。

ア ファイルは1ボリューム1ファイルとする。

イ 被扶養者情報ファイルは、ヘッダレコード、データレコード、トレイラレコードにより構成する。

ウ ファイルの最終部分は、EOFコードを記録する。

#### (2) レコード形式

ア レコード形式は固定長レコードとし、各レコードは連続して記録する。

イ レコードにおける各項目は、各レコードのレコード識別子からのバイト数により識別する。

ウ 各項目は最大バイト数までの記録を必須とする。

記録内容が最大桁に満たない場合は、モード毎に次の通りに最大桁になるよう記録する。

モード	記 録 方 法
英数モード	有効文字以降に継続して“英数スペース”を記録する。
漢字モード	有効文字以降に継続して“漢字スペース”を記録する。

#### エ レコードの種類

##### (ア) ヘッダレコード

項番	項目	モード	桁数	最大 バイト	記 録 内 容
1	レコード識別子	英数	1	1	“1”を記録
2	レコード番号	英数	7	7	“0000000”を記録
3	情報種別	英数	3	3	各インターフェイスデータの情報種別を記録(YA5)する
4	媒体区分	英数	1	1	“2”を記録
5	ボリューム通番	英数	2	2	媒体交換とし、一回の受渡しでのボリューム数を“01”から順次記録
6	都道府県コード	英数	2	2	当該広域連合の都道府県コード(01～47)を記録
7	作成年月日(西暦)	英数	8	8	作成年月日を西暦で記録 数字“YYYYMMDD”の形式で記録
8	作成時刻	英数	6	6	作成時刻を24時間表記で記録 数字“HHMMSS”の形式で記録
9	予備	英数	570	570	全てスペースを記録

## (イ) データレコード

項番	項目	モード	桁数	最大 バイト	必須 任意	記 録 内 容	
1	レコード識別子	英数	1	1	必須	“2”を記録	
2	レコード番号	英数	7	7	必須	“0000001”から連番を記録	
3	加入保険者番号	英数	8	8	必須	政管健保：「課所別番号」(4桁)を記録 船員保険・共済組合・健保組合：加入保険者番号(8桁)を記録	
4	加入保険者名称	漢字	50	100	必須	加入保険者名称を記録	
5	加入保険者電話番号	英数	15	15	必須	加入保険者の電話番号を記録 数字“NNNNNNNNNN△△△△△”の形式で記録	
6	氏名(カナ)	漢字	25	50	必須	全角カナ被扶養者氏名を記録	
7	氏名(漢字)	漢字	38	76	必須	全角漢字被扶養者氏名を記録 ※政管健保・船員保険の一部で漢字氏名を記録できない場合はカナ氏名を記録 ※ 姓名の間はスペース無しで記録	
8	生年月日	英数	8	8	必須	被扶養者の生年月日を西暦で記録 数字“YYYYMMDD”の形式で記録	
9	性別	英数	1	1	必須	被扶養者の性別を記録(1:男 2:女)	
10	被扶養者資格喪失年月日	英数	8	8	必須	被扶養者の資格喪失年月日を西暦で記録 数字“YYYYMMDD”の形式で記録	
11	住所情報	郵便番号	英数	7	7	必須	被扶養者の郵便番号を記録 数字“NNNNNNN”の形式で記録 (保険者で把握していない場合は、全て「0(ゼロ)」を記録)
12		住所	漢字	100	200	任意	被扶養者の住所情報を記録(都道府県名を除いて記録) 記録をしない場合は“漢字スペース”を記録
13	被保険者証記号	漢字	20	40	任意	被保険者証の記号を記録 政管健保：郡市区符号+事業所記号 船員保険：被保険者証の記号(カナ)を記録 記録しない場合は“漢字スペース”を記録	
14	被保険者証番号	漢字	20	40	任意	被保険者証の番号を記録 政管健保及び船員保険の場合は、被保険者整理番号を記録 記録しない場合は“漢字スペース”を記録	
15	被扶養者識別番号	英数	4	4	任意	固有の続柄コード及び通し番号を記録 政管健保及び船員保険の場合は被扶養者番号を記録	
16	届書処理年月日	英数	8	8	任意	被扶養者異動届の届書処理した年月日を西暦で記録 数字“YYYYMMDD”の形式で記録 ※政管健保及び船員保険の場合に記録	

項番	項目	モード	桁数	最大 バイト	必須 任意	記 録 内 容
17	認定日	英数	8	8	任意	該当被扶養者を認定した資格年月日を西暦で記録 数字“YYYYMMDD”の形式で記録 ※政管健保及び船員保険の場合に記録
18	解除事由	英数	1	1	任意	解除事由を記録(1:75歳到達 2:障害認定) ※政管健保及び船員保険の場合に記録
19	報告区分	英数	1	1	必須	報告区分を記録(1:報告 2:報告済み情報の取消)
20	予備	英数	17	17	任意	スペースを記録

- 注 1 任意項目で情報を記録しない場合は、「3 情報表記仕様」の「(2) レコード形式」に則り、最大桁になるよう記録する。
- 2 報告済み情報の取消において、取消報告時点の情報が記録された場合、当初報告内容と異なる項目情報が含まれている場合がある。

(ウ) トレイラレコード

項番	項目	モード	桁数	最大 バイト	記 録 内 容
1	レコード識別子	英数	1	1	“3”を記録
2	レコード番号	英数	7	7	“9999999”を記録
3	レコード件数	英数	7	7	データレコードの件数を記録
4	予備	英数	585	585	スペースを記録

(3) 内容を表示する文字の符号

内容を記録する文字の符号は、モード毎に次の通りとする。

※尚、コード体系は、UCS2のコード領域を使用し、住基ネット統一文字コードに準じた体系とする。

モード	エンコード方式
英数モード	UTF-8
漢字モード	UTF-16 (2バイトコード、ビッグエンディアン) 方式

なお、内容を記録する文字以外の制御符号は、次のとおりとする。

符号名称	図形記号	16進数	バイト数	用途
コンマ	,	(2C)	1	使用しない。
引用符	"	(22)	1	使用しない。
改行コード		(0D) (0A)	2	使用しない。
EOFコード		(1A)	1	ファイルの終わりを表現する。

注 16進数は、0から9及びAからFを括弧でくくって表現する。

(4) 内容を表示する文字情報の特記事項

特別な表現をする文字を次に示す。

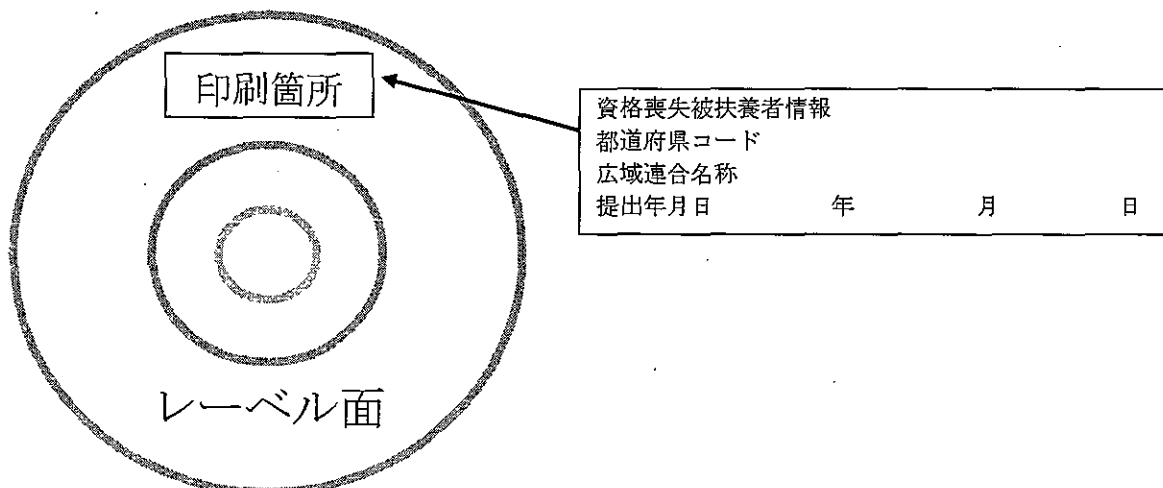
対象文字	特記事項
外字	以下の表現に全て変換される。 全角外字：？ (全角クエッション)

4 コンパクトディスクへの表記

コンパクトディスクへの表記については都道府県コード、広域連合名称及び提出年月日を記載する。

コンパクトディスク (CD-R) への表記

レーベル面に次の様にラベルを印刷する。





5 被扶養者情報送付書

支払基金から広域連合へ被扶養者情報を記録したコンパクトディスクを送付する際に、別紙1の様式の送付書を添付する。

なお、様式の用紙サイズは、A4（210×297）とする。

## 被扶養者情報送付書

平成 年 月 日

御中

社会保険診療報酬支払基金

高齢者の医療の確保に関する法律第138条に基づき、平成 年 月分に係る  
被扶養者情報記録媒体を送付します。

送付枚数		枚
提供件数		件

備考

バーコード表示

被用者保険の被扶養者であった者に係る情報の提供 Q&A

問1 平成20年4月1日に後期高齢者医療の被保険者資格を取得する被扶養者であった被保険者について、被用者保険における資格喪失年月日はいつか。

(答)

平成20年4月1日となる。

問2 被用者保険の被扶養者であった者に係る情報は、75歳の誕生日を迎えた者及び65歳以上74歳以下の障害認定を受けた者に係る情報ということで良いか。

(答)

お見込みのとおり。

問3 被用者保険の被扶養者であった者に係る情報は、後期高齢者医療広域連合の被保険者台帳と突合の結果、該当者が不明である場合、保険者へ直接問い合わせることと良いか。支払基金を通じて問い合わせることとなるか。

(答)

保険者へ直接問い合わせることとなる。

問4 65歳以上74歳以下の障害認定を受けた者については、保険者側で、認定を受けたことを、どのように把握することとなるのか。

(答)

75歳に到達した場合と同様に、本人からの届出をもって把握することとなる。

問5 被用者保険の被保険者本人であった者に係る情報も、保険者から通知されることとなるか。

(答)

被保険者本人であった者に係る情報は、通知されない。

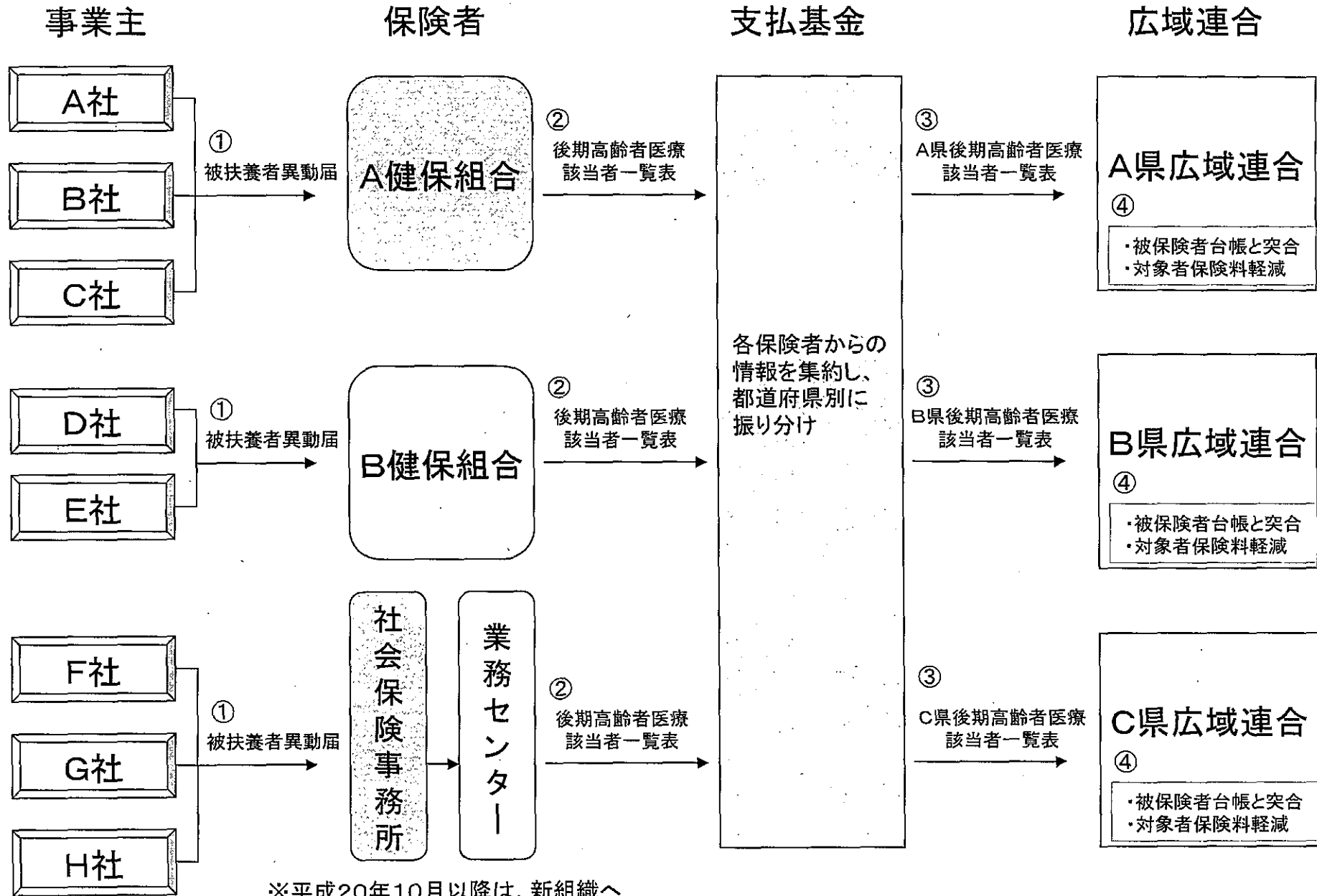
問6 被扶養者の資格喪失時の被保険者からの届出が遅れた場合等、保険者から支払基金への通知情報の引渡しに間に合わない場合が想定されるが、その場合であっても、当該者が後期高齢者医療の被保険者資格を取得した日の属する月の翌月10日までに支払基金へ通知情報を引渡す必要があるのか。

(答)

保険者から支払基金への通知情報の引渡しについては、被扶養者の資格喪失に係る被保険者からの届出をもって資格喪失を確認した後に行うこととなる。したがって、被保険者からの届出が遅れたこと等により資格喪失の確認が遅れた場合については、資格喪失の確認後に到来する引渡し期日において、支払基金へ通知情報を引渡すこととなる。

# 被扶養者リストの流れ

(参考資料)



## 被扶養者リストの流れ(スケジュール)

(参考資料)

○被扶養者リストの基本的な流れは以下のとおり。

- I. 事業主は、資格喪失に該当した被扶養者の被扶養者異動届を、随時保険者へ送付する。
- II. 各保険者は、後期高齢者医療の被保険者となったことにより提出された被扶養者異動届に記載された被扶養者情報を、一覧表(原則、電子媒体)として作成した上で、支払基金へ送付する。
- III. 支払基金は、各保険者より得た被扶養者情報を集約し、都道府県別に振り分けて各広域連合へ送付する。
- IV. 広域連合は、支払基金から送付された情報を被保険者管理台帳(履歴)と突合して、被扶養者であった者を特定し、当該者の保険料額を減額する。

### 1. 経常時における被扶養者情報伝達スケジュール

経常時におけるスケジュールについては、①保険者において月末締めとする場合が多いこと、②支払基金での処理時間に10日程度要すること、及び③広域連合における月割賦課に係る月次処理が月末であることから、上記 I からIVの事務についてそれぞれ以下のとおりとする。

- I. 随時
- II. 前月1日～前月末日までの資格喪失者に係る被扶養者情報を、各月10日まで※1に支払基金へ送付
- III. 10日までの受付情報を各月20日まで※1に広域連合へ送付
- IV. 各月末日までに月割賦課

※1 土・日・祝の場合は、その前日

### 2. 制度施行時(平成20年4月)における被扶養者情報伝達スケジュール

制度施行時においては、対象者が多いことにより各保険者及び支払基金の業務量が膨大であることを勘案し、上記 I からIIIまでの事務についてそれぞれ以下のとおりとする。

- I. 随時
- II. 平成20年4月1日資格喪失者に係る被扶養者情報を、平成20年4月15日までに支払基金へ送付
- III. 平成20年4月15日までの受付情報を平成20年4月30日までに広域連合へ送付
- IV. 確定賦課にて減額賦課(暫定賦課を行わない場合)

契約書（案）

〇〇都（道府県）後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）が、社会保険診療報酬支払基金（以下「乙」という。）から高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第116条に基づき、保険者が乙に対して通知した同規則同条に規定する被扶養者であった被保険者（以下「被扶養者」という。）の情報の提供を受ける業務を、乙に委託することに関して、甲と乙との間に、次のとおり契約する。

第1条 乙は、保険者から毎月10日（当日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に定める休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その直前の平日とする。）までに通知される甲に属する被扶養者に係る情報（以下「被扶養者情報」という。）を、乙が定める方式及び規格に基づき、コンパクトディスク（以下「CD-R」という。）で、甲に提供するものとする。

第2条 本契約による被扶養者情報の提供費用は、〇円に、提供する被扶養者情報の被扶養者数を乗じて得た額とする。

2 前項の提供費用には、CD-Rの費用及び送料を含むものとする。

第3条 乙は、各月分の被扶養者情報を、各月の20日（当日が休日に当たる場合は、その直前の平日とする。）までに、甲に送付するものとする。

第4条 乙は、被扶養者情報を提供したときは、第2条第1項の定めにより算定した提供費用を、提供した月の20日（当日が休日に当たる場合は、その直前の平日とする。）までに甲に対し請求し、甲は、請求を受けた月の末日（当日（12月にあっては28日）が休日に当たる場合は、その直前の平日とする。）までに、乙に対し当該額を支払うものとする。

第5条 甲は、第4条に規定する期日までに第2条に定める費用を支払わないときは、当該支払金額に対し支払期日の翌日から年5.0%の割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

第6条 乙は、被扶養者情報の提供が第3条に定める期限までに完了しない場合、又は被扶養者情報の提供に重大な支障を来たす恐れのある事故等が発生した場合には、速やかにその旨を甲に報告するとともに、その対応策を講じるものとする。

第7条 この契約の当事者の何れか一方がこの契約による業務を履行せず、事業進行に著しく支障を来たし、又は来たす恐れがあると認めるときは、その当事者の相手方はこの契約を解除することができるものとする。

第8条 この契約の当事者いずれか一方が故意又は過失により、契約に反して、相手側に損害を与えた場合は、相手側に対する損害賠償の責任を負うものとする。

第9条 この契約の有効期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

第10条 この契約の有効期間終了1か月前までに、甲乙のいずれか一方から、

何らかの意思表示がなされないときは、終期の翌日において向こう1か年間順次契約の更新をしたものとみなす。

第11条 この契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上その都度定める。

附 則

- 1 平成20年4月については、第1条中「毎月10日（当日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その直前の平日とする。）」を「4月15日」と、第3条中「各月の20日（当日が休日に当たる場合は、その直前の平日とする。）」を「4月30日（ただし、特別な事情がある場合においては、乙が別に定める日とする。）」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 2 平成20年4月15日までに保険者から通知された被扶養者情報に係る提供費用については、契約書第4条の規定にかかわらず、乙は甲に対し、請求しないものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、甲乙各1通を所持するものとする。

平成20年3月〇日

〇〇都（道府県）後期高齢者医療広域連合  
連合長           〇   〇   〇   〇

社会保険診療報酬支払基金  
理事長           〇   〇   〇   〇

（注）内容の一部変更が生じる場合があります。